

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等（以下「機器」という。）賃貸借及び保守等業務 一式

（２）業務の仕様

鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等賃貸借及び保守等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。（仕様書については、機密保持誓約書及び入札をしようとする者の概要が分かる資料を提出した者にのみ交付。４の（４）及び（５）を参照すること。）

（３）業務の期間

契約締結日から令和 12 年 10 月 31 日まで。ただし、機器の賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までの 60 月とし、受注者は、契約締結日から令和 7 年 10 月 14 日までの間に機器の設置、設定等を行うこととする。

（４）納入場所

仕様書別紙 2 のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）単独企業に関する要件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

（ウ） 事務用機器の電気通信機器類

なお、本件入札に参加を希望する者（以下「本件入札希望者」という。）であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 6 月 3 日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の（２）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（２）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17

日付出第 157 号) 第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ この公告に示した機器を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該機器の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスの保守体制を確保できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の 1 以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器の電気通信機器類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を、令和 7 年 6 月 3 日(火)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2 以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

- (テ) 解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

電話 0857-26-7330

電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年5月27日(火)から同年7月7日(月)までの間に鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月27日(火)から同年7月7日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 入札説明書のうち仕様書の交付

機密保持誓約書(様式第8号)及び入札をしようとする者の概要の分かる資料(以下「機密保持誓約書等」という。)を提出した者にのみ交付を行う。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月27日(火)から同年6月20日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(5) 機密保持誓約書等の提出

ア 提出期間

(4)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月8日（火）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日（月）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県庁議会棟 3階議会史編纂室

5 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和7年6月3日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話及びファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和7年6月12日（木）までに4の（4）の仕様書の交付を行った者全員に電子メールで回答する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の（1）の場所に令和7年6月20日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

（1）入札参加資格確認書（様式第1-1号又は第1-2号）

（2）共同企業体協定書（共同企業体にあつては、協定書の副本を登録すること。）

（3）納入予定機器一覧（様式第5号）

（4）メンテナンスサービス体制図（様式第6号）

8 資格審査について

（1）6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年6月27日（金）までに通知する。

（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年7月2日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年7月4日（金）までに書面により回答する。

9 入札について

（1）本件入札は紙入札により行うので、1の（3）の期間において業務の履行に要する費用の合計額を入札金額として入札書（様式第7号）に記載すること。

なお、1の（3）の期間において業務の履行に要する費用には仕様書に示す機器の調達に関する一切の諸経費（輸送費、搬入費、疎通試験、データ移行作業、各種ソフトのインストール、機

器故障等に伴う再設定、運用保守委託業者との調整等）を含めることとする。

また、入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

- (2) 令和7年度から令和12年度までの各年度の支払額については、予算の範囲内において、契約金額に対し下記の割合を基本とし、発注者と協議の上、決定する。

年度	契約金額に対する割合
令和7年度	33.0パーセント
令和8年度	14.6パーセント
令和9年度	14.6パーセント
令和10年度	14.6パーセント
令和11年度	14.6パーセント
令和12年度	8.6パーセント
合計	100.0パーセント

- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (6) 入札者は、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (9) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (11) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
- イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。
- (12) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（単独企業にあつては様式第3-1号を、共同企業体にあつては様式第3-2号）を4の(1)の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお調達手続特例規則第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 18 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状（様式第 3－1 号又は第 3－2 号）を 4 の（1）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 協定、政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (6) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（4 の（6）の郵便等による入札の場合を除く。）
- (11) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者のした入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

16 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条第 1 項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が再委託する年度の本件業務における発注者が支払いを要する費用の合計額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(6) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 4－1 号又は第 4－2 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。

(7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 9 号）を、4 の（1）の場所に提出するこ

と。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。